

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月21日 15時00分ごろ
発生場所	香川県土庄町豊島東方沖 唐櫃港B防波堤西灯台から真方位121°1,170m付近 (概位 北緯34°29.2′ 東経134°06.4′)
事故の概要	遊漁船のぞみ丸IIは、漂泊中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 のぞみ丸II、3.4トン OY3-24515（漁船登録番号）、個人所有 第271-35619号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ先端部及び舵先端部に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 微弱な北流
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、豊島東方沖に存在するカナメ石（以下「本件石」という。）の南東方約300mで釣りを終え、船首を南東方に向けて漂泊して、釣り道具の片付けなどを始めた。 船長は、風潮流の影響により僅かに北西方に向けて圧流されていることに気付いたが、本件石から約300m離れていたため、片付けなどが終わるまで漂泊を続けても問題ないと思い、片付けなどを続けていたところ、本件石付近の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.1mであった。
分析	本船は、約4m/sの東風及び微弱な潮流（北流）を受ける状況下で漂泊中、船長が、北西方の本件石まで約300m離れていれば問題ないと思い、釣り道具の片付けなどをしながら漂泊を続けたことから、本件石に向けて圧流され、本件石付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、約4m/sの東風及び微弱な潮流（北流）を受ける状況下で漂泊中、船長が、北西方の本件石まで約300m離れていれば問題ないと思い、釣り道具の片付けなどをしながら漂泊を続けたため、本件石付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、漂泊中に風潮流の影響を受けて移動しやすいことを考慮し、浅所から十分に離れた場所で漂泊するとともに、周囲の適切な見張りを行うこと。・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。 |
|--|---|